

令和3年 教育委員会

第8回 定例会 議事日程

令和3年5月11日（火）

第1 報 告

【指導課】

- (1) 緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
- (2) 教科書採択について
- (3) 令和3年度中学生海外交流教育の中止に係る代替事業の実施について

第2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（5月20日号）

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会
教育長 堀米 孝尚

緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年4月26日付3千子指導収第219号にて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

このことについて、国の緊急事態宣言の延長及び、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年5月7日付3教総総第365号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおり継続をいたします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

記

1 学校・園運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

対面での指導を基本とするが、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養する）
- 登校時の健康チェックを行う。（登校前に行った検温、健康観察について、登校後に確認する）
- 教室等における密集を回避する。（幼児・児童・生徒等同士の間隔について一定の距離を確保）
- 30分に1回以上換気を行う。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 不要不急の外出を自粛する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェックを行う。（検温結果等を記録する。）
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

③勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出を自粛する。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。

3 教育活動に関すること

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるものとする。また、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、その学習活動については実施を控える。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
 - ・家庭、技術・家庭における調理実習
 - ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
 - ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
 - ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び
- 園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動が長時間とならないよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。
- 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。
- 外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。
- 放課後は速やかに帰宅する。不要不急の外出は避ける。

（４）児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- 令和３年４月２２日付３教指企第１８８号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

（５）学校行事等について

- 児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を実施することができることとする。

（６）部活動について

- 緊急事態宣言期間中は、全ての部活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- 都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。
- 大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として１４日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大

会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、緊急事態宣言期間中は実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

- 学務課学校運営係
TEL 03-5211-4357
- 指導課指導主事
TEL 03-5211-4286
- 指導課管理係
TEL 03-5211-4285
- 子ども支援課
TEL 03-5211-4229

【別紙】

緊急事態宣言に係る前回通知（4月26日付）から今回通知（5月10日付）への変更点

<基本的な感染症対策の実施について>

令和3年4月26日付3千子指導収第219号	令和3年5月10日付3千子指導収第314号
(2) 家庭における感染症対策の依頼 ○昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。	(2) 家庭における感染症対策の依頼 記載なし
(3) 教職員等の健康管理の徹底 ③勤務時間外における感染症予防策の徹底 ○昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。	(3) 教職員等の健康管理の徹底 記載なし

<教育活動に関すること>

令和3年4月26日付3千子指導収第219号	令和3年5月10日付3千子指導収第314号
記載なし	(4) 児童・生徒等への個別の配慮 ○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

<部活動について>

令和3年4月26日付3千子指導収第219号	令和3年5月10日付3千子指導収第314号
○練習試合や合同練習等を行わない。ただし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。	記載なし （前にあげている○の1つ目の項と重複の為）

令和4年度使用 教科用図書採択について

別添「令和4年度使用 千代田区立九段中等教育学校（後期課程）、特別支援学級（小・中）並びに小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択事務日程」のとおり、令和4年度使用 教科用図書採択事務を行う。

【資料1-1】千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

【資料1-2】千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱
に関する細目

【資料2】千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

【資料3】千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

【資料4】教科書採択における公正確保の徹底及び令和4年度使用教科書の採択事務処理に
ついて（通知）

（令和3年4月28日付 3教指管第168号の写し）

【資料5】教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

（令和3年3月30日付 2文科初第2012号の写し）

【資料6】令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

（令和3年3月30日付 2初教科第67号の写し）

【資料7】中学校（令和2年度教科用図書検定結果）

【資料8】令和4年度使用義務教育諸学校用教科書の採択方針について（通知）

（令和3年4月28日付 3教指管第178号の写し）

【資料9】教科書の採択方針について（答申）

【資料10】令和4年度使用 小学校教科用図書採択に係る各会議議事内容

【資料11】教科書展示会の実施について

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17千教教指発第79号
平成17年5月11日教育長決裁
平成19年4月2日教育長決裁
平成20年4月1日教育長決裁
平成21年4月1日教育長決裁
平成22年4月1日教育長決裁
平成26年4月1日教育長決裁
平成27年4月1日教育長決裁
平成29年4月1日教育長決裁
平成30年4月1日教育長決裁
令和2年4月1日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。なお、検定年度に新たな図書の申請がなかった教科は、前回の検定合格図書から採択を行うことができる。その際は4年間の使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究内容を活用し、教育委員会による簡易採択も行えるものとする。この場合、基本的に選定委員会は設けない。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭等から選定教科数に応じて必要数(2～12名程度)と、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

(教科用図書調査委員会)

- 第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設ける。
- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された委員（小学校7名程度、中・中等教育学校1～2名程度）及び選定委員会委員1名をもって構成する。
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
 - 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
 - 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
 - 6 委員長は、調査委員会を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
 - 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
 - 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

（教科用図書研究会）

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
 - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
 - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

（審議の公正確保）

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

（確認書の提出）

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

（所管）

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則（17千教指発第79号）

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則（19千教指発第337号）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則（20千こ育指発第247号）

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。
付則（21千こ育指発第184号）

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
付則（22千子指導発第208号）

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
付則（26千子指導発第268号）

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
付則（27千子指導発第172号）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
付則（29千子指導発第228号）

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
付則（30千子指導発第61号）

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
付則（2千子指導発第120号）

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

2 千子指導発第121号
令和2年4月1日指導課長決裁

1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第11条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 教科用図書選定委員会

(1) 委員の資格要件

- ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区PTAから各1名とする。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
- (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。

3 教科用図書調査委員会

(1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校(前期課程)のそれぞれについて、次のとおりとする。

① 小学校

国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育(保健)、英語、特別の教科 道徳

② 中学校・中等教育学校(前期課程)

国語・書写、社会(地理的分野・歴史的分野・公民的分野)・地図、数学、理科、音楽(一般・器楽合奏)、美術、保健体育、技術・家庭(技術分野・家庭分野)、英語、道徳

(2) 委員の資格要件

- ① 教育研究の実績があること。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (3) 調査委員会は、4に定める教科用図書研究会から提出された調査書(様式1)を参考に、5に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表(様式2)を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書(様式1)及び調査一覧表(様式2)を提出する。

4 教科用図書研究会

- (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
- (2) 研究会は、5に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書(様式1)を作成し、各調査委員会に報告する。

5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

6 報告様式の取扱い

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
 - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。

平成 22 年 6 月 11 日
千代田区教育委員会

千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登録されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

2 教科書の採択について

(1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

(2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。

千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）。
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）の下学年用を使用する。
- (5) 学校教育法附則第9条図書（※）を使用する。
- (6) 学校教育法附則第9条図書以外を使用する。ただし、調査研究資料を参考に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書であること。

※ 東京都教科用図書選定審議会の答申に基づいて、東京都教育委員会が調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から選定された図書（特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書）

4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書間の系統性にも配慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 校長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。

3教指管第168号
令和3年4月28日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
藤田 裕司
(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底及び令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

このことについて、文部科学省から、別添（写）のとおり、教科書採択における公正確保の徹底及び令和4年度使用教科書の採択事務処理に関する文書が送付されましたので通知します。

なお、これに併せ、下記のとおり補足説明及び留意事項を付しますので、教科書採択における公正確保の徹底等につきまして、域内の学校をはじめとする各関係者に対して通知の趣旨を改めて周知していただき、より一層の公正確保を図っていただくとともに、採択事務につきましては、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 送付文書（写し）

- (1) 令和3年3月30日付2文科初第2012号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（以下「採択通知」という。）
- (2) 同日付2文科初第2011号「教科書採択の公正確保について（通知）」【別添通知】（以下「発行者宛て通知」という。）
- (3) 同日付2初教科第67号「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（以下「事務処理通知」という。）

2 教科書採択の公正確保の徹底

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任（参照：採択通知P.2「1（1）」）

ア 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当である。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、特定の教科書発行者（以下「発行者」という。）と関係を有する者を選任することは適当でない。

このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う調査研究等に当たっては、発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなど、適切な採択事務が行われるよう十分留意すること。

- ・ 「教科書採択に直接の利害関係を有する者」については、別添1「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付28文科初第432号初等中等教育局長通知）の「第一2. 留意事項」を参照すること。

イ 令和2年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報や、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報は、4月末を目途に、文部科学省及び一般社団法人教科書協会から都教育委員会に送付される予定である。都教育委員会から区市町村教育委員会に対して別途情報提供をするので、必要に応じて参照すること（発行者宛て通知 P. 4「(教科書の編著者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて)」も併せて参照すること。）。

(2) 教科書見本の取扱い（参照：採択通知P. 3～4「1 (2)」、発行者宛て通知P. 2～4、事務処理通知P. 4～5）

ア 発行者が各採択権者等に送付することのできる教科書見本の部数の上限等については、文部科学省が当該発行者に通知している。

(ア) 小・中学校用教科書

令和3年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付されない。

ただし、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度の文部科学省の検定を経て新たに発行されることとなった教科書については、採択権者からの要望がなくとも、下記部数を上限として教科書見本の送付が可能となっている。

送付先	送付部数の上限	送付時期 (目途)	送付元
特別区・中核市の 教育委員会	教育委員会用 8部	4月末	発行者
	採択地区用 4部		特約供給所
その他の教育委員会 (単独採択地区)	教育委員会用 5部		発行者
	採択地区用 4部		特約供給所
その他の教育委員会 (共同採択地区)	教育委員会用 5部		発行者
	採択地区用 構成市町村数+3部		特約供給所
教科書センター	2部	5月末	特約供給所

(イ) 高等学校用教科書（令和2年度に検定を経た教科書の見本）

高等学校等については、1部を上限に発行者から送付可能となっている。

また、採択権者からの要望があれば、中等教育学校の前期課程の数を上限として送付可能となる。

なお、送付を希望する場合の具体的な手続については別途通知する。

送付先	送付部数の上限	送付時期 (目途)	送付元
中等教育学校（後期課程）を所管する 教育委員会	1部	4月末	発行者
中等教育学校（後期課程）	1部		
教科書センター	1部	5月末	特約供給所

(ロ) 高等学校用教科書（令和元年度以前に検定を経た教科書の見本）

令和元年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記(イ)の取扱いに準じて送付可能であるが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためである。既に有償で販売されている教科書であり、利益供与との疑念を生じさせないよう、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として送付を求めることのないよう注意すること。

なお、送付を希望する場合の具体的な手続については別途通知する。

イ 送付時期

令和2年度検定において合格した教科書見本は、文部科学省から発行者に対し、採択事務に支障がないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めている。

ウ 留意事項

- ・ 発行者から送付される教科書見本の種類及び部数の上限は、毎年度文部科学省が発行者に通知しており、それを超える送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者）に対する献本若しくは貸与は認められていない。採択関係者から発行者に対して上限を超える送付、又は献本若しくは貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。
- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
また、「学習者用デジタル教科書」の完全見本については、紙の教科書の内容と同一であるため、提供や貸与を受けてはならないので注意すること。
- ・ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。
- ・ 採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。
また、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、適切に保管・管理をすること。

(3) 過大な宣伝活動等への対処・検定申請本の取扱い（参照：採択通知P. 4～7「1（3）、（4）」）

ア 採択通知1（3）の外、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。採択通知 P.12にURLの掲載あり。）を参照すること。

イ 各教育委員会においては、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や行動規範等に違反する行為について、発行者に求めることのないようにすることはもとより、発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

(4) 発行者との関係（参照：採択通知P. 7～8「1（5）、（6）」）

ア 質の高い教科書の実現のためには、発行者が教師等から意見を聴取したり、両者が連携して授業研究等を行うことは大きな意義を持つ。

一方で、仮に教師等と発行者の認識が、教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、地域住民等から見れば教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、全ての学校・教師等に対して、利害関係者との接触に当たり、法令の外、貴委員会の条例・規則等に従う必要がある旨を周知徹底すること。

イ 発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する学校・教育委員会等に報告するよう、全ての教師等に対して指導するとともに、報告を受けた教育委員会は、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合は、東京都教育庁指導部管理課教科書担

当宛てに速やかに報告を行うこと。

3 教科書採択方法の改善（参照：採択通知 P. 8～11）

（1）採択権者の判断と責任及び教科書採択に関する情報の公表

ア 義務教育諸学校においては、教科書を採択したとき、遅滞なく採択結果、採択理由その他の事項（教科書調査研究資料等）を公表するよう努めるものとされている（無償措置法第15条、無償措置法施行規則第7条）。

イ 毎年度文部科学省が実施する「採択関係状況調査」の結果が「採択通知」に別添資料として添付されているが、貴委員会の状況を確認の上、特に以下の2点について、更に十分な取組がされるよう、採択手続の適正化に努めること。

- ・ 採択基準、採択結果及び採択理由等、教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。
- ・ 教育長及び教育委員が十分に時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるよう、教科書見本を適切に提供し、十分活用すること。

4 採択に当たっての留意事項について（参照：事務処理通知 P. 2～3）

（1）中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択することとなるが、自由社の「新しい歴史教科書」について、検定審査不合格の決定の通知に係わる年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の事項に留意すること。

- ・ 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。
- ・ 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。
- ・ 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。
- ・ 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。
- ・ 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

5 都教育委員会における令和3年度の調査研究に関する日程（予定）

中学校については、上記4に記載の新たに発行される図書について調査研究を行うとともに、都立小学校、都立中学校・中等教育学校（前期課程）用教科書の調査研究、都立特別支援学校（中学部）用教科書の調査研究を行う。さらに、学校教育法附則第9条第1項の規定による、特別支援学校等で教科書として使用する一般図書についても調査研究を行う。

【都教育委員会における調査研究に関する日程（予定）】

時期（予定）	中学校用教科書・附則9条本
4月 12日 22日 ～末日	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会①答申（採択方針） ・教育委員会への報告（審議会①） ・中学校用教科書見本の受領 ・調査研究開始
5月 上旬 末日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究資料の作成開始 ・審議会②答申（調査研究資料）
6月 中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への報告（審議会②） ・調査研究資料（PDF版）の公開 （都教育委員会ホームページ）

※上の表における「審議会」とは「東京都教科用図書選定審議会」を指す。

※ここでは、都教育委員会の業務のうち、他の採択権者への指導・助言・援助に関連する内容のみ記載した。

<連絡先>

東京都教育庁指導部管理課 教科書担当 利根川

電話 : 03-5320-6834

メール : Yasuhiro_Tonegawa@member.metro.tokyo.jp





2文科初第2012号
令和3年3月30日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和2年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和3年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適當であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適當ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2.留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体的な審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和2年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(2) 教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（令和3年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（令和3年3月30日付け2文科初第2011号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
 - ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
 - ・ 令和元年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
 - ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。
 ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。
- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスは無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
 - 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(3) 過大な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

○ このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

○ 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和2年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
 - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
 - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
 - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷

担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実を努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言いがたい。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容

易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

①ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

②カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付けたりする。

③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

3. 令和3年度の教科書採択における留意事項について

令和3年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小・中学校用教科書について

令和3年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

令和3年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(3) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について

上記(1)、(2)にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和2年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(4) 高等学校用教科書について

令和3年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録(令和4年度使用)に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(5) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(6) その他

令和3年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

- 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は、以下のURLを参照のこと。

<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code190201.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03 (5253) 4111 内線 2576

令和2年度教科書採択関係状況調査(公立中学校)調査結果

(令和3年3月)

調査結果：令和2年9月28日から10月30日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：令和2年度に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会(特別区、共同設置、広域連合、中学校を設置する一部事務組合の教育委員会を含む。)が行った、令和3年度から公立中学校(義務教育諸学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)で使用する教科書の採択について
 ※全国1747市町村(中学校を設置していない市町村を除く。)から回答
 ※表中の「全都道府県教育委員会に占める割合」及び「全市町村教育委員会に占める割合」については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある

1	採択地区の構成について(令和2年8月31日時点)	1
1-1	採択地区数	(1)
1-2	採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について	(1)
2	共同採択地区における採択手続等について	2
2-1	採択地区協議会における委員の守秘義務	(2)
3	採択事務のスケジュール等について	3
3-1	採択の決定時期等について	(3)
3-2	採択権限の行使方法について	(5)
3-3	都道府県立の併設型中学校・中等教育学校で使用する教科書の採択について	(6)
3-4	市町村立の併設型中学校・中等教育学校で使用する教科書の採択について	(7)
4	採択にあたっての調査研究について	8
4-1	採択地区における調査員等が教科書について作成する資料とその扱いについて	(8)
4-2	採択に係る各組織の構成について	(9)
5	採択に係る資料の公表等について	10
5-1	都道府県教育委員会における公表について	(10)
5-2	市町村教育委員会における公表について	(10)
6	教科書見本の取扱いについて	11
6-1	教育長及び教育委員への教科書見本の提供について	(11)
7	教科書展示会について	12
7-1	教科書展示会の会場数及び来場者数について	(12)
7-2	展示会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための工夫について	(12)

8 図書館等への教科書の整備について	13
8-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について	(13)
8-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について	(13)
9 学習者用デジタル教科書導入状況・見込みについて	14
9-1 市町村における導入方針の策定について	(14)
9-2 市町村立小学校における現在の導入状況について	(14)
9-3 市町村立小学校における令和3年度の導入見込みについて	(15)
9-4 市町村立中学校における現在の導入状況について	(16)
9-5 市町村立中学校における令和3年度の導入見込みについて	(17)

1 採択地区の構成について(令和2年8月31日)

1-1 採択地区数

1-1-1 構成市町村数別の採択地区数(指定都市の採択地区を除く)

	1市町村	2市町村	3市町村	4市町村	5市町村	6市町村	7市町村	8市町村	9市町村	10市町村以上	合計
採択地区数	247	80	60	54	34	27	12	12	9	25	560
採択地区数に占める割合	44.1%	14.3%	10.7%	9.6%	6.1%	4.8%	2.1%	2.1%	1.6%	4.5%	100.0%

○1地区平均: 3市町村
 [参考]令和元年度の採択地区数:564地区

1-1-2 指定都市(全20市)の採択地区数:23地区

1-2 採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

	R2		H30	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
① 定期的(採択期間の開始時期等)に意向を確認している	16	34.0%	17	36.2%
② 定期的に確認は行わないが、市町村教育委員会等からの要望を適宜受け付けている	31	66.0%	30	63.8%
③ その他	0	0.0%	0	0.0%

2 共同採択における採択手続等について

2-1 採択地区協議会における委員の守秘義務

	採択地区数	全採択地区に占める割合
① 公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれており、その者に守秘義務を課している	254	81.2%
② 公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれているが、その者に守秘義務を課していない	0	0.0%
③ 公務員以外の者は採択地区協議会の委員に含まれていない	59	18.8%

3 採択事務のスケジュール等について

3-1 採択の決定時期等について

3-1-1 都道府県立中学校で使用する教科書の採択決定時期

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 7月31日以前	2	5.3%
② 8月1日～8月15日	7	18.4%
③ 8月16日以降	29	76.3%

※中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

3-1-2 市町村立中学校で使用する教科書の採択決定時期

	R2		H30	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 7月31日以前	1005	57.5%	992	56.9%
② 8月1日～8月15日	348	19.9%	360	20.7%
③ 8月16日以降	394	22.6%	390	22.4%

3-1-3 市町村教育委員会による需要数報告の期限

	R2		H30	
	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 7月31日以前	3	6.7%	1	2.3%
② 8月1日～8月15日	12	26.7%	12	27.3%
③ 8月16日～8月31日	19	42.2%	19	43.2%
④ 9月1日以降	11	24.4%	12	27.3%

※市町村教育委員会による需要数報告の期限を設けている都道府県教育委員会のみ集計対象

3-1-4 都道府県立中学校で使用する教科書の採択決定時期に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 採択決定時期に影響はなく、例年通りの時期に採択した	38	100.0%
② 採択決定時期に影響があり、例年より採択が遅れた	0	0.0%

※中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

3-1-5 市町村立中学校で使用する教科書の採択決定時期に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響

	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 採択決定時期に影響はなく、例年通りの時期に採択した	1733	99.2%
② 採択決定時期に影響があり、例年より採択が遅れた	14	0.8%

3-1-6 都道府県における市町村教育委員会からの需要数報告の期限に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 需要数報告の期限に影響はなく、例年通りの期限とした	45	95.7%
② 需要数報告の期限に影響があり、例年より期限を遅くした	2	4.3%

3-2 採択権限の行使方法について

3-2-1 都道府県教育委員会における採択権限の行使方法

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	28	73.7%
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	5	13.2%
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%
④ 教育長の専決により教科書を採択している	5	13.2%
⑤ その他	0	0.0%

※中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

3-2-2 市町村教育委員会における採択権限の行使方法

	単独採択を行う 市町村教育委員会		共同採択を行う 市町村教育委員会	
	市町村 教育委員会数	単独採択を行う 市町村教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	共同採択を行う 市町村教育委員会に 占める割合
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	267	100.0%	1,443	97.5%
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	0	0.0%	23	1.6%
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%	4	0.3%
④ 教育長の専決により教科書を採択している	0	0.0%	6	0.4%
⑤ その他	0	0.0%	4	0.3%

3-3 都道府県立の併設型中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の採択について

3-3-1 都道府県教育委員会による各学校の希望聴取状況

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 各学校からの採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	6	15.4%
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	0	0.0%
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	31	79.5%
④ その他の方法で採択希望を聴取している	2	5.1%

※併設型中学校・中等教育学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

3-3-2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 行う	31	93.9%
② 行わない	2	6.1%

※3-3-1で②～④に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-3-3 審査に際しての教科用図書選定審議会への付議について

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 教科用図書選定審議会に付議している	9	29.0%
② 教科用図書選定審議会に付議していない	22	71.0%

※3-3-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-3-4 審査を行う場合の観点(複数回答可)

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 選定理由	30	96.8%
② 科目と教科書が合致しない等の手続き上の不備の有無	16	51.6%
③ 都道府県の教育目標への適合性	13	41.9%
④ その他	6	19.4%

※3-3-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-4 市町村立の併設型中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の採択について

3-4-1 市町村教育委員会による各学校の希望聴取状況

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 各学校からの採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	15	60.0%
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	1	4.0%
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	8	32.0%
④ その他の方法で採択希望を聴取している	1	4.0%

※併設型中学校・中等教育学校を設置している市町村の教育委員会のみ集計対象

3-4-2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 行う	7	70.0%
② 行わない	3	30.0%

※3-4-1で②～④に該当する市町村教育委員会のみ集計対象

3-4-3 審査を行う場合の観点(複数回答可)

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 選定理由	7	100.0%
② 科目と教科書が合致しない等の手続き上の不備の有無	4	57.1%
③ 都道府県・市町村の教育目標への適合性	4	57.1%
④ 当該市町村の属する採択地区における調査研究結果	1	14.3%
⑤ その他	0	0.0%

※3-4-2で①に該当する市町村教育委員会のみ集計対象

4 採択にあたっての調査研究について

4-1 採択地区における調査員等が教科書について作成する資料とその扱いについて

	R2		H30	
	採択地区数	全採択地区に占める割合	採択地区数	全採択地区に占める割合
① 総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	414	71.0%	396	67.8%
② 総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	46	7.9%	51	8.7%
③ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	89	15.3%	103	17.6%
④ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている	33	5.7%	34	5.8%
⑤ 資料を作成していない(調査員組織がない場合を含む)	1	0.2%	0	0.0%

4-2 採択関係組織の構成について

○ 都道府県の教科用図書選定審議会について

		総人数	内訳						
			保護者	校長	教諭等 (校長を除く)	教育長	教育委員	教育委員会事務局 職員	その他
① 都道府県の教科用図書選定審議会の委員	(人)	881	88	199	143	88	41	166	156
	(%)		10.0%	22.6%	16.2%	10.0%	4.7%	18.8%	17.7%
② 都道府県の教科用図書選定審議会の調査員	(人)	3,384	11	150	2,471	0	0	752	0
	(%)		0.3%	4.4%	73.0%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%

○ 採択地区の採択地区協議会、選定委員会、調査員について

		①~③の組織を設置している地区数	①~③の組織を設置している地区のうち下記の者を構成員としている地区数						
			保護者	校長	教諭等 (校長を除く)	教育長	教育委員	教育委員会事務局 職員	その他
① 採択地区の採択地区協議会	(地区)	313	202	102	49	297	194	106	42
	(%)		64.5%	32.6%	15.7%	94.9%	62.0%	33.9%	13.4%
② 採択地区の選定委員会	(地区)	365	296	316	179	112	103	179	144
	(%)		81.1%	86.6%	49.0%	30.7%	28.2%	49.0%	39.5%
③ 採択地区の調査員	(地区)	573	42	392	571	6	5	80	24
	(%)		7.3%	68.4%	99.7%	1.0%	0.9%	14.0%	4.2%

5 採択に係る資料の公表等について

5-1 都道府県教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表方法(複数回答可)			非公表理由		
			ホーム ページ	情報 センター	その他	静ひつな 採択環境 の確保	請求があ れば開示	その他
① 都道府県教育委員会 が作成する採択基準	41	6	29	18	2	0	6	0
	87.2%	12.8%						
H30	40	7	27	20	1	0	8	0
	85.1%	14.9%						
② 都道府県教育委員会 が作成する選定資料	40	7	27	20	2	0	7	0
	85.1%	14.9%						
H30	39	8	24	20	1	0	8	0
	83.0%	17.0%						
③ 都道府県立中学校で使用 する教科書の採択結果	35	3	31	10	3	-	3	0
	92.1%	7.9%						
H30	36	3	32	10	1	0	3	0
	92.3%	7.7%						
④ 都道府県立中学校で使用 する教科書の採択理由	25	13	16	9	3	-	12	1
	65.8%	34.2%						
H30	24	15	19	9	2	3	11	1
	61.5%	38.5%						

※③④は、中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

※採択の結果及び理由については公表の努力義務が課せられていることから、令和2年度より「静ひつな採択環境の確保」を③④の選択肢から除外

5-2 市町村教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表方法(複数回答可)			非公表理由				
			ホーム ページ	情報 センター	その他	静ひつな 採択環境 の確保	請求があ れば開示	採択地区 協議会の 事務局を務 める教育委 員会が公 表	都道府県 教育委員 会が公表	その他
① 採択結果	1,071	676	914	203	152	-	412	116	144	4
	61.3%	38.7%								
H30	1,033	709	853	198	152	-	441	149	103	16
	59.3%	40.7%								
② 採択理由	764	983	567	174	85	-	762	172	10	39
	43.7%	56.3%								
H30	760	982	559	173	92	-	754	178	16	34
	43.6%	56.3%								
③ 採択地区協議会 の議事録	451	1,029	310	99	59	114	662	178	10	65
	30.5%	69.5%								
H30	407	1,067	279	91	58	126	623	218	12	88
	27.6%	72.4%								
④ 調査研究資料	547	1,200	309	198	72	161	819	151	15	54
	31.3%	68.7%								
H30	547	1,183	303	185	87	141	763	204	4	71
	31.6%	68.4%								

※③④は、当該組織等を設置している市町村教育委員会のみ集計対象

6 教科書見本について

6-1 教育長及び教育委員(教育委員等)への教科書見本の提供について

6-1-1 都道府県教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供(複数回答可)

	R2		H30	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	7	14.9%	8	17.0%
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	27	57.4%	18	38.3%
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	19	40.4%	16	34.0%
④ 特に提供していない	2	4.3%	2	4.3%
⑤ その他	5	10.6%	3	6.4%

※令和元年度調査から複数選択を可としているため、単純な比較はできない

6-1-2 市町村教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供(複数回答可)

	R2		H30	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	316	18.1%	389	22.3%
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	882	50.5%	648	37.2%
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	581	33.3%	485	27.8%
④ 特に提供していない	149	8.5%	160	9.2%
⑤ その他	198	11.3%	60	3.4%

※令和元年度調査から複数選択を可としているため、単純な比較はできない

7 教科書展示会について

7-1 教科書展示会の会場数及び来場者数について

	法定展示会 会場数
① 法定展示会の会場数の総数	1,295
② 来場者数の把握(概数でも可)を行っている法定展示会の会場数	1,071
→ 来場者数の延べ数(概数)	68,431
③ 来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	224

7-2 教科書展示会において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った工夫について(複数回答可)

	法定展示会 会場数	全法定展示 会場に占める 割合
① マスク着用の義務化	910	70.3%
② 手指等の消毒液の設置	1162	89.7%
③ 入場できる人数の制限	376	29.0%
④ 会場の定期的な換気	1012	78.1%
⑤ 特に工夫は行っていない	34	2.6%
⑥ その他	209	16.1%

(「⑥その他」に挙げた工夫の例)

- ・机や椅子、アンケート用の筆記具等会場に設置している備品の消毒
- ・滞在時間の制限
- ・検温の実施／健康状態申告書の提出を求める
- ・アクリル板の設置
- ・来場者へビニール手袋を配布
- ・ソーシャルディスタンスを保つための待機位置の表示
- ・教科書展示会について案内するIP電話にて、併せて感染拡大防止について周知 等

8 図書館等への教科書の整備について

8-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について(複数回答可)

	R2		H30	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
① 教科書センターで閲覧等に供するようになっている	46	97.9%	46	97.9%
② 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	3	6.4%	4	8.5%
③ 公立図書館で閲覧等に供するようになっている	17	36.2%	17	36.2%
④ 特に整備していない	0	0.0%	0	0.0%

※①については、教科書見本を含む

8-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について(複数回答可)

	R2		H30	
	市町村教育委員会数	全市町村教育委員会に占める割合	市町村教育委員会数	全市町村教育委員会に占める割合
① 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	117	6.7%	93	5.3%
② 公立図書館で閲覧等に供するようになっている	680	38.9%	571	32.8%
③ 特に整備していない	985	56.4%	1,124	64.5%

9 学習者用デジタル教科書の導入状況・見込みについて

9-1 市町村における学習者用デジタル教科書の導入の方針について

	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 計画において、学習者用デジタル教科書の導入の方針について定めている。	80	4.6%
② 計画を定めているが、学習者用デジタル教科書の導入の方針については定めていない。	359	20.5%
③ 計画自体を定めていない。	1,311	74.9%

9-2-1 市町村立小学校における現在の学習者用デジタル教科書の導入状況について

	R2		R1	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 全ての小学校において、学習者用デジタル教科書を導入している	92	5.3%	53	3.0%
② 一部の小学校において、学習者用デジタル教科書を導入している	70	4.0%	54	3.1%
③ 学習者用デジタル教科書を導入している小学校はない	1,583	90.7%	1,636	93.9%

9-2-2 (9-2-1で②に該当する市町村について)学習者用デジタル教科書を導入する学校を決める際に重視している基準(複数回答可)

	市町村 教育委員会数	9-2-1において②を選択した市町村教育委員会に占める割合
① 特別な配慮を必要とする児童生徒(※)の学習に使用	19	27.1%
② ICTの環境が整っている小学校から使用	10	14.3%
③ 小学校の決定や希望による使用	49	70.0%
④ その他	6	8.6%

(※)視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じない、これらに準ずるもの(色覚特性や化学物質過敏症等により紙の教科書を使用することが困難な児童生徒)

9-3-1 市町村立小学校における令和3年度の学習者用デジタル教科書の導入見込みについて

	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 全ての小学校において、学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む)	471	27.0%
② 一部の小学校において、学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む)	103	5.9%
③ 学習者用デジタル教科書を導入予定はない	1,171	67.1%

9-3-2 (9-3-1で②に該当する市町村について)学習者用デジタル教科書を導入する学校を決める際に重視している基準(複数回答可)

	市町村 教育委員会数	9-3-1におい て②を 選択し た市町村 教育委員 会に占め る割合
① 特別な配慮を必要とする児童生徒(※)の学習に使用	29	28.2%
② ICTの環境が整っている小学校から使用	23	22.3%
③ 小学校の決定や希望による使用	62	60.2%
④ その他	7	6.8%

(※)視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じない、これらに準ずるもの(色覚特性や化学物質過敏症等により紙の教科書を使用することが困難な児童生徒)

9-4-1 市町村立中学校における現在の学習者用デジタル教科書の導入状況について

	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 全ての中学校において、学習者用デジタル教科書を導入している	76	4.4%
② 一部の中学校において、学習者用デジタル教科書を導入している	22	1.3%
③ 学習者用デジタル教科書を導入している中学校はない	1,649	94.4%

9-4-2 (9-4-1で②に該当する市町村について)学習者用デジタル教科書を導入する学校を決める際に重視している基準(複数回答可)

	市町村 教育委員会数	9-4-1におい て②を選択し た市町村教育 委員会に占め る割合
① 特別な配慮を必要とする児童生徒(※)の学習に使用	2	9.1%
② ICTの環境が整っている中学校から使用	7	31.8%
③ 中学校の決定や希望による使用	17	77.3%
④ その他	1	4.5%

(※)視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じない、これらに準ずるもの(色覚特性や化学物質過敏症等により紙の教科書を使用することが困難な児童生徒)

9-5-1 市町村立中学校における令和3年度の学習者用デジタル教科書の導入見込みについて

	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 全ての中学校において、学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む)	481	27.5%
② 一部の中学校において、学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む)	86	4.9%
③ 学習者用デジタル教科書を導入予定はない	1,180	67.5%

9-5-2 (9-5-1で②に該当する市町村について)学習者用デジタル教科書を導入する学校を決める際に重視している基準(複数回答可)

	市町村 教育委員会数	9-5-1におい て②を選択し た市町村教育 委員会に占め る割合
① 特別な配慮を必要とする児童生徒(※)の学習に使用	26	30.2%
② ICTの環境が整っている中学校から使用	31	36.0%
③ 中学校の決定や希望による使用	52	60.5%
④ その他	7	8.1%

(※)視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じない、これらに準ずるもの(色覚特性や化学物質過敏症等により紙の教科書を使用することが困難な児童生徒)

令和2年度教科書採択関係状況調査(国立・私立中学校) 調査結果

(令和3年3月)

調査期間：令和2年9月28日から10月30日まで

回答者：国立・私立の中学校・義務教育学校(後期課程)・中等教育学校(前期課程)

調査項目：令和2年度に行われた、令和3年度から国立中学校・私立中学校(義務教育学校後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)で使用する教科書の採択について

1 教科書の採択方法について

	国立		私立	
	学校数	全体に占める割合	学校数	全体に占める割合
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	38	49.4%	75	9.9%
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	7	9.1%	8	1.1%
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	30	39.0%	656	86.9%
④ 特定の教員(校長等)が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	0	0.0%	11	1.5%
⑤ その他	2	2.6%	5	0.7%

2 採択に係る資料の公表等について

			公表	非公表	非公表の理由として最も当てはまるもの		
					静ひつな採択環境の確保	求めに応じて開示	その他
① 採択結果	国立	学校数	60	17	-	16	1
		全体に占める割合	77.9%	22.1%			
	私立	学校数	293	462	-	369	93
		全体に占める割合	38.8%	61.2%			
② 採択理由	国立	学校数	54	23	-	20	3
		全体に占める割合	70.1%	29.9%			
	私立	学校数	145	610	-	468	142
		全体に占める割合	19.2%	80.8%			
③ 調査研究資料	国立	学校数	5	41	24	13	4
		全体に占める割合	10.9%	89.1%			
	私立	学校数	24	248	93	107	48
		全体に占める割合	8.8%	91.2%			

※③は調査研究資料を作成している学校のみ集計対象

3 学習者用デジタル教科書の導入状況・見込みについて

3-1 現在の学習者用デジタル教科書の導入状況について

	国立		私立	
	学校数	割合	学校数	割合
① 全ての学年で学習者用デジタル教科書を導入している	6	7.8%	36	4.8%
② 一部の学年で学習者用デジタル教科書を導入している	1	1.3%	13	1.7%
③ 学習者用デジタル教科書を導入していない	70	90.9%	706	93.5%

3-2 令和3年度の学習者用デジタル教科書の導入見込みについて(意向調査)

	国立		私立	
	学校数	割合	学校数	割合
① 全ての学年で学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む)	18	23.4%	118	15.6%
② 一部の学年で学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む)	3	3.9%	66	8.7%
③ 学習者用デジタル教科書の導入予定はない	56	72.7%	571	75.6%

2文科初第2011号
令和3年3月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

(公印省略)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組を続けていくことが不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

ついては、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反ないしは逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。
- 令和3年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小・中学校用教科書]

- ・ 令和3年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記の部数を上限として教科書見本を送付することができる。
- ・ 特に、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度の文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書については、採択権者からの個別の求めがなくとも、下記の部数を上限として教科書見本を送付することができる。

・ 都道府県教育委員会	:	15 部
・ 指定都市教育委員会	:	17 部
・ 中核市，特例市，特別区教育委員会	:	8 部
・ その他の市町村教育委員会	:	5 部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1 部
・ 教科書センター	:	2 部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和2年度に検定を経た教科書の見本

- | | | |
|-------------------------------------------------|---|-------|
| ・都道府県教育委員会 | : | 6部 |
| ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)を所管する市町村教育委員会 | : | 原則 1部 |
| ・高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制) | : | 原則 1部 |
| ・教科書センター | : | 1部 |
- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に1部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とする。

◇ 令和元年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和元年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和2年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 令和元年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和2年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に1部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること(ただし、職業に関する教科については、各1部を送付することとして差し支えない。)

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。

- ・ 上記を除き、採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。
- ・ 特に、令和元年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。
- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
- ・ また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日（教科書センターには5月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
- ・ また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の取扱いについては、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 令和2年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属並びに教科書発行者が支払う対価の額等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である4月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあっては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者か

らの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(検定申請本の取扱いについて)

令和3年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
- ・ 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容並びに支払いを行う対価の額等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過大な宣伝活動等について)

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本する

こと又は教科書等に関する説明会，講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て，教科書採択の勧誘を行わないこと。

- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し，又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において，教科書以外の資料を挿入・添付し，又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

採択関係者に対して，教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は，絶対に行わないこと。

この点，教科書発行者行動規範においては，不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに，教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として，教科書，教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも，自ら行うと第三者をしてであるとを問わず，他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は，絶対に行わないこと。
- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し，又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には，教科書発行者名を含めて公表するとともに，事案の内容に応じて，必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。
なお，検定，採択，発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については，直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。
万が一，自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には，速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに，文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



2 初教科 6 7 号
令和 3 年 3 月 3 0 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
神 山 弘

(公印省略)

令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 3 年 3 月 30 日付け 2 文科初第 2012 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の(ア)から(カ)までの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)」(平成28年6月20日付け28文科初第432号文部科学省初等中等教育局長通知)の第二に記載の内容も含まれることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

(ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(ウ) 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

(エ) 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

(オ) 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、

新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降に掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に掲載されている教科書のうちから採択することができること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(オ) 別途送付している「令和3年度一般図書契約予定一覧」(令和3年2月25日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和3年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和4年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和3年3月30日付け2文科初第2011号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、令和2年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、昨年度と同様、6月10日以降の最初の金曜日である6月11日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の14日間(法定展示期間)開催すること(令和3年文部科学省告示第33号)。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、

法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末

までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえると同時に、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和3年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和3年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎				◎		
		採択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

(別添)

○文部科学省告示第七十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の特例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 松山 政司

1 総則

(高等学校教育の基本と教育課程の役割等)

- (1) 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款，第4款，第5款（3の(4)を除く。）及び第6款の規定にかかわらず，高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款から第6款まで（第2款の3の(1)，(2)，及び(3)のロ並びに5（3の(2)のアの(ウ)を除く。）を除く。）の規定によるものとする。

(福祉に属する科目)

- (2) 福祉に属する科目については，現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは，「福祉情報活用，福祉情報」とする。

(総合的な探究の時間)

- (3) 現行高等学校学習指導要領第2款及び第3款中「総合的な学習の時間」とあるのは，「総合的な探究の時間」とする。

(通信制の課程における教育課程の特例)

- (4) 通信制の課程における教育課程の特例については，次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の規定のうち「第1款から第6款まで（第4款，第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによる」の部分にかかわらず，現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款，新高等学校学習指導要領第1章第1款，第2款の1，2，3の(2)のアの(ウ)及び(5)から(7)まで（(7)のエの(ア)及び(イ)を除く。）並びに4並びに第3款から第6款まで並びにこの告示の第1項の(5)の規定によること。

イ 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の1から5までの規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(1)から(6)までの規定によること。この場合において，新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(3)中「理数に属する科目及び総合的な探究の時間」とあるのは，「総

合的な探究の時間」と読み替えるものとする。

(道徳教育に関する配慮事項)

- (5) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等学校学習指導要領第1章第5款の3の(4)の規定にかかわらず、この告示の第1項の(1)から(4)まで並びに現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款に示す事項に加え、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」とし、第7款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは、「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

2 各教科等

(地理歴史)

- (1) 地理歴史に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の2の(2)の(ア)及び第4の2の(4)の(ア)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の3の(2)のウ及び第4の3の(2)のクのうち領土の画定に関する規定をそれぞれ適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第5の2の(1)の(ア)及び第6の2の(2)の(エ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第1の3の(2)の(ア)及び第2の3の(2)の(オ)のうち我が国の領域をめぐる問題に関する規定をそれぞれ適用するものとする。

(公民)

- (2) 公民に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の2の(2)の(オ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の3の(3)の(カ)のうち「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」に関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の2の(1)の(イ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の3の(2)の(エ)の(イ)の規定を適用するものとする。

(保健体育)

(3) 保健体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

(4) 芸術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(家庭)

(5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のAのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のAに関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のAに規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のAの(イ)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のAの(イ)に関する規定を適用するものとする。

(福祉)

(6) 福祉に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第8節の規定によることができる。

(体育)

(7) 体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第10節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

(8) 音楽に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章

第11節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定によることができる。

(美術)

(9) 美術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第12節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定によることができる。

(総合的な探究の時間)

(10) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第28号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）による改正後の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条に規定される総合的な探究の時間の指導に当たっては、新高等学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(特別活動)

(11) 特別活動の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。

附 則

1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

2 平成31年3月31日以前に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認

定については、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第2款及び第4款並びに第5章中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。

中学校（令和2年度教科用図書検定結果）

資料7

教科	受理種目	会社名
社会	歴史的分野	自由社



3教指管第178号
令和3年4月28日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
藤田 裕司
(公印省略)

令和4年度使用義務教育諸学校用教科書の採択方針について（通知）

東京都教育委員会は、令和3年4月12日に開催した東京都教科用図書選定審議会（第1回）において、「教科書の採択方針」について諮問し、別紙のとおり答申を得ました。

つきましては、令和4年度使用義務教育諸学校用教科書の採択に当たっては、下記について特段の御留意をいただきますようお願いいたします。

記

教科書採択に当たっての留意事項について

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

<担当>

東京都教育庁指導部管理課（教科書担当） 利根川

電話：03-5320-6834

メール：Yasuhiro_Tonegawa@member.metro.tokyo.jp



令和3年4月12日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口 豊



教科書の採択方針について（答申）

令和3年4月12日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和4年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和3年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

令和4年度使用 教科用図書 採択に係る各会議議事内容

1 教育委員会

- (1) 展示会の実施について
- (2) 要綱、細目、事務日程、選定作業案等（決定）
- (3) 調査委員長報告、選定委員会答申、調査委員長・選定委員長への質問
- (4) 協議
- (5) 採択

2 選定委員会**(1) 第1回**

- ① 委嘱状伝達・諮問
- ② 委員長及び副委員長の選出
- ③ 「千代田区立小・中・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱」説明
- ④ 「千代田区立小・中・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目」説明
- ⑤ 事務日程について
- ⑥ 教科用図書調査委員会の設置について
- ⑦ 教科用図書研究会の設置について
- ⑧ 採択の公正確保について
- ⑨ その他 ＊確認書の受理 他

(2) 第2回

- ① 各教科調査委員長報告
- ② 協議
- ③ 調査研究資料（様式3）の作成、答申書の作成
→ 教育委員会への報告（様式1、様式2、様式3提出）【選定委員長、各教科調査委員長】

3 調査委員会

- ① 調査方法・報告について
- ② 教科用図書研究会調査資料（様式1）の整理
- ③ 調査
- ④ 協議
- ⑤ 調査教科書一覧表（様式2）の作成、調査研究資料（様式3）の素案作成
- ⑥ その他 ＊確認書の提出 他
→ 選定委員会（第2回）への報告（様式1、様式2提出）【各調査委員長】

4 研究会（各校）（例）

- ① 調査方法・報告について【全体会】
- ② 調査、教科用図書研究会調査資料（様式1）の作成【各教科部会】
- ③ 各教科部会の報告・協議【全体会】
- ④ 校長決裁
→ 調査委員長への報告（様式1提出）【校長】

教科書展示会の実施について

1 目的

保護者等区民に教科書を公開することにより、教育内容への一層の関心と理解を深めることを目的とする。

2 内容

教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、法定展示会を14日間開催する。また、本年度は新たに検定を経た中学校教科書（社会 歴史的分野）があるため、都からの通知に基づき、法定展示会に加え10日間の特別展示会も開催する。

3 展示期間

令和3年6月5日（土）から6月29日（火）までの24日間

※会場（千代田図書館）の休館日である6月27日（日）を除く。

(1) 法定展示会： 6月15日（火）～6月29日（火）

(2) 特別展示会： 6月5日（土）～6月14日（月）

4 展示時間

千代田図書館の開館時間と同じ

・月～金 午前10時から午後10時まで

・土 午前10時から午後7時まで

・日・最終日 午前10時から午後5時まで

5 展示教科書

「小学校」「中学校・中等教育学校前期課程」「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する。

6 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）

令和4年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程

教育委員会資料
令和3年5月11日
指 導 課

月	教育委員会事務局	中・中等教育学校 (前期課程)	特別支援学級 (小・中)	九段中等教育学校 (後期課程)	展示会
4月	<p><事務局> ・教科書見本確認(4月末までに届く予定)</p>				
5月	<p>5/11(火) 教育委員会定例会(詳細報告) 【令和4年度使用 教科用図書の採択事務日程等】</p>	<p>5/6(水) 校園長会(予告・依頼) 校長会長へ選定委員、調査委員推薦、各校での 自主研究の実施依頼 5/14(金)～5/28(金) 自主研究(各校) 見本本の閲覧・各教科書について調査研究 研究結果をまとめて調査委員で集約</p>	<p>5月中旬～6月下旬 調査研究・選定</p>	<p>5月中旬 選定 委員会設置 要綱及び委員名簿提出 5月中旬～6月下旬 調査研究・選定</p>	<p>4/28(火)部課長会 5/6(木)校園長会 5/11(火)教委報告 5月中旬に図書館HP 公表・広報ちよだ掲載</p>
	<p>5/24(月)第1回選定委員会</p>	<p>5/24(月) 第1回選定委員会 (役所、15:00-)</p>			
	<p><事務局> ・中学校長会長に、選定委員(5/6 通知)、調査委員(5/14 通知)推薦依頼 ・中学校・中等教育学校に、見本本配付 5/14(金)～5/28(金) 麴町中学校・神田一橋中学校・九段中等教育学校 ・九段中等校長に、選定依頼 ・特別支援学級設置校長に、調査及び申請依頼</p>				

6 月	6/1(火) 第1回調査委員会	6/1(火)第1回調査委員会 各委員長校にて開催			6/4(金) 会場設営・搬入 6/5(土)～29(火) 展示会 (6/27は休館日) (於：千代田図書館)
		※第2回、(第3回)は6/18(金)までに実施 ※6/18(金)までに調査結果を各教科の選定 委員長に報告			
	6/28(月) 第2回選定委員会、	6/28(月) 第2回選定委員会 (役所13:30～)			
7 月	7/6(火) 部課長会		7/2(金) 選定理由及び 結果報告(→事 務局)	7/2(金) 選定理由及び結 果報告(→事務 局)	
	7/13(火) 教育委員会定例会 【中学校教科用図書選定委員会答申(報告)】	7/13(火) 教育委員会定例会 教育委員会に選定結果答申の報告			
	～7/20 教育委員会教科書検討				
	7/15(木) 教科書懇談会(役所13:30～)	7/15(木) 教科書懇談会(役所13:30～)			
	7/20(火) 教育委員会【協議】秘密会				
8 月	8/17(木) 部課長会				
	8/24(火) 教育委員会定例会【議決】 【小学校教科用図書の採択】【中学校教科用図 書の採択】 【九段中等教育学校後期課程用教科用図書の 採択】 【特別支援学級(小・中)教科用図書の採択】				
	8/31(火) 採択結果提出(→東京都)				



千代田区立中学校長 殿

千代田区教育委員会事務局 子ども部
指導課長 山本 真

令和3年度 千代田区立中学校生徒海外交流教育の代替事業について(通知)

日頃より千代田区の教育活動にご理解を頂き誠にありがとうございます。

さて、令和3年4月15日付事務連絡「令和3年度 千代田区立中学校生徒海外交流教育の開催中止について(通知)」にて、千代田区立中学校生徒海外交流教育について新型コロナウイルス感染症等の影響を鑑み、感染対策及び拡散防止の観点から、中止することを通知いたしました。それに伴い、代替事業を下記のとおり実施いたします。ご対応の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 代替事業 TOKYO GLOBAL GATEWAY を利用した体験型英語学習
- 2 目的 体験的な英語での交流活動を行い、国際化が進展する中で持続可能な社会の担い手を育成するために国際理解教育を推進する。
- 3 場 所 TOKYO GLOBAL GATEWAY
〒135-0064 東京都江東区青海2丁目4番32号
- 4 日 程 令和4年1月12日(水) 千代田区立麴町中学校
令和4年1月25日(火) 千代田区立神田一橋中学校
- 5 対 象 千代田区立中学校2学年全生徒
- 6 その他 申込等については、TGGの担当者が学校に訪問し、説明いたします。
各校においては、TGGの担当者の訪問についての日程調整をお願いいたします。

以上

【担当】

指導課統括指導主事 田中 博
同指導主事 戸栗 大貴
電 話 (5211)4283

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和3年5月11日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
5	11	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
5	12	水				
5	13	木		指導課訪問(番町幼稚園)◎ 延期	番町幼稚園	教育委員出席
5	14	金				
5	15	土				
5	16	日				
5	17	月				
5	18	火				
5	19	水		指導課訪問(麴町幼稚園)◎	麴町幼稚園	教育委員出席
5	20	木				
5	21	金	8:30~	体育祭	九段中等教育学校	
5	22	土	8:40~	体育祭	神田一橋中学校 麴町中学校※6月5日に延期	
5	23	日				
5	24	月				
5	25	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
5	26	水				
5	27	木				
5	28	金				
5	29	土				
5	30	日				
5	31	月				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	1	火				
6	2	水		指導課訪問(富士見小学校)◎	富士見小学校	教育委員出席
6	3	木				
6	4	金		指導課訪問(お茶の水小学校)◎	お茶の水小学校	教育委員出席
6	5	土		体育祭	魏町中学校	
6	6	日				
6	7	月	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
6	8	火				
6	9	水				
6	10	木				
6	11	金				
6	12	土				
6	13	日				
6	14	月				
6	15	火				
6	16	水		指導課訪問(お茶の水幼稚園)◎	お茶の水幼稚園	教育委員出席
6	17	木				
6	18	金				
6	19	土				
6	20	日				
6	21	月		指導課訪問(番町小学校)◎	番町小学校	教育委員出席
6	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席

「広報千代田」
5月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 11件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ACT(アクト)すこやか子育て講座	子どもの発達、行動、親子それぞれの気持ちの理解などを、さまざまなワークを通して心と体で体験的に学ぶ	6月1日・8日・15日・22日・29日、7月6日の毎週火曜(全6回)10時～12時	いずみこどもプラザ	いずみこどもプラザ
2	子ども施設課	区民宿泊施設メレーズ軽井沢お盆の利用案内	繁忙期(8月のお盆)の予約申し込みの概要、通常期の申し込み方法の案内	6月1日(火)～8日(火)	メレーズ軽井沢	
3	子育て推進課	低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)へ生活支援特別給付金を支給します	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯(ひとり親世帯)の生活を支援のため一時金を支給する			
4	文化振興課	第16回ちよだジュニア文学賞の作品募集	第16回ちよだジュニア文学賞の作品募集	9月6日(月)(必着)		
5	文化振興課	ちよだ芸術祭 ワテラス広場場外コンサート	国内外で受賞歴のあるオペラ歌手が、「オ・ソーレ・ミーオ」などの名曲を、迫力ある生の演奏でお届け	6月5日(土)〇時〇分～〇時〇分	ワテラス広場(神田淡路町2-101 ワテラス前)	かんだ歌宴
6	文化振興課	特別展「紀伊国屋三谷家コレクションの浮世絵—うる・つくる・みる—」	区指定文化財の紀伊国屋三谷家の浮世絵コレクションから浮世絵の流通と制作、鑑賞の楽しみ方を紹介	7月17日(土)～9月19日(日)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館

7	文化振興課	①浮世絵と江戸のメディア②歌川国芳と武者絵③三代歌川豊国と役者絵	特別展に合わせた関連講座	①7月31日(土)②8月14日(土)③9月4日(土)いずれも14時～15時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
8	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。事前予約制	6月13日(日)11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
9	文化振興課	千代田Web図書館講習会	千代田Web図書館で所蔵するさまざまな電子書籍の魅力を紹介	6月17日(木)18日(金)いずれも10時30分～	第1研修室(区役所9階)	千代田図書館
10	生涯学習・スポーツ課	東京2020大会に伴う交通対策のお知らせ	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う交通対策の実施	7月9日(月)～9月5日(日)(8月10日(火)～23日(月)は除く)		東京2020お問い合わせ窓口 ☎0570-09-2020
11	生涯学習・スポーツ課	聖火リレートーチが千代田区にやってくる!	オリンピック・パラリンピック聖火リレートーチの展示	6月3日(木)・4日(金)8時30分～17時15分(4日は13時まで)	区役所1階	